

令和7年度 豊見城市 短期集中予防サービス事業 仕様書

1 業務名

豊見城市 短期集中予防サービス事業（トレーニングマシン使用型／リエイブルメント型）

2 目的

本事業は、豊見城市介護保険地域支援事業実施要綱に基づき、フレイルまたは疾病等で生活機能の低下した高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう支援することを目的に実施する。よって、単に利用者の一時的な運動機能の向上をもたらす支援ではなく、サービスの利用終了後においても、利用者が自宅で心身機能の改善が維持・継続できるよう、次の各号の実現に向けて取り組むものとする。

- ① セルフマネジメントにより自信を持って生活することを可能にすること。
- ② プログラム終了後に地域資源への移行を促すこと。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 事業実施場所

受託者の施設内又は社会福祉センターとし、訪問支援を実施する場合は、利用者の自宅及びその周辺地域（通いの場となる場所等）とする。

5 準拠法令等

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ② 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）
- ③ 沖縄県介護保険広域連合地域支援事業の実施等に関する規則（平成27年第10号）
- ④ 豊見城市介護保険地域支援事業実施要綱（平成28年3月29日告示第48号）
- ⑤ 豊見城市短期集中予防サービス事業実施要領

6 対象者

この事業の対象者は、豊見城市（以下「市」という。）の介護保険被保険者及び市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所している住所地特例適用被保険者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- ① 介護保険法第9条第1項第1号に規定する第1号被保険者のうち同法第32条の規定による要支援認定を受けた者。
- ② 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者。

7 事業の従事者

この事業の従事者は、以下の人員により実施する。また、実施担当者の他に管理責任者を定めることにより、責任の所在を明確にするものとする。

- (1) 主な従事者（1名以上）：理学療法士、作業療法士等、運動器の能力向上の業務を実施するにあたり、経験及び専門的知識を有すると認められる者。
- (2) 補助者（1名以上）：健康運動指導士及び介護予防運動指導士、介護に関する運動指導経験者、介護福祉士又は介護業務に3年以上従事した経験のある者。
- (3) 訪問支援については、第1号に示している従事者1名で実施してもよいとする。（可能な限り訪問に従事する者と通所を担当する者は同一人物とする。）

8 事業実施方法

受託者は、利用者の心身の状況等の個人因子と環境因子から生活機能を総合的・客観的にアセスメントした上で目標を設定し、セルフマネジメント能力を高める働きかけを行う。サービス終了後も継続して介護予防に取り組み、自立した生活ができるように支援する。

また、受託者は、利用者とのコミュニケーションを十分に図り、利用者が主体的にサービスに参加するような働きかけに努める必要があるため、別表1の基本方針によりサービスの提供に当たらなければならない。

(1) 利用定員

1 クラスの利用定員は、前項の従事者の配置基準に対し8人以内とする。

- 2 定員数を超えた場合は、9人以上10人以下までを前項で定めた従事者の内1人を増員して対応できるものとする。（介護職のみの増員を可とする）その場合、市と協議の上実施する。

(2) 事業実施回数

事業実施回数は、原則として3か月を1クール：週1～2回の実施とする。（週1回の場合：12回。週2回の場合：24回。）また、利用者自身の都合で事業を休んだ場合も1回と数え、事業提供時間は1回あたり90分以上120分以内とする。（送迎に係る時間は含まないものとする）

※トレーニングマシン使用型：6月までは前年度の移行期とし、クール制の実施は7月からとする。

※リエイブルメント型：1クール開始は7月とし、年全3クール（週1回）する。

- 2 受託者による事後アセスメントの結果、目標が達成できなかった利用者は、本人及びケアマネジャー、市と協議の上サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合は、更に連続で最大6か月まで利用可能とし、改めて個別サービス計画を作成する。ただし、それ以降の利用は原則不可とする。

※特例措置あり、別記1を参照とする。

- 3 訪問支援について、受託者は同項の1号に示す回数とは別に、必要に応じ利用者の自宅及びその周辺地域（通いの場となる場所等）を訪問し、生活行為指導、生活環境や道具の工夫に関する指導を実施できることとする。また、その実施回数は利用期間中に1クールにつき2回を限度とし、事業提供時間は1回あたり40分以上60分以内とする。なお、同項4号の担当者会議へ参加した後に訪問支援を実施する場合は、担当者会議に要した時間は含めず、別に事業提供時間を設け実施することとする。

(3) 事業提供日

事業提供日は、土曜日・日曜日・年末年始を除く月曜日から金曜日のうち受託者判断により自由に定められることとする。また、利用開始日については、原則月初めとし、月途中からの利用は認めないものとする。

(4) 担当者会議（実施前）

受託者は、初回開始前に利用者の自宅等において、本人、家族、地域包括支援センター職員等によるサービス担当者会議に出席し、利用者の生活環境を確認しつつ、サービス終了後においても利用者が自宅で心身機能の改善等が維持・継続できるよう利用者へセルフケアについて助言し、当該内容を支援計画（ケアプラン）にも反映できるよう、地域包括支援センター職員等へも助言を行うものとする。

(5) 事前アセスメント

受託者はサービス開始にあたり、利用者の自宅等を訪問し、利用者の日常生活全般の状況、希望及び居宅や地域での生活環境を踏まえたアセスメントを実施し、長期目標・短期目標を設定する。

(6) サービス提供内容

事前アセスメントで設定した目標は、必ず本人の「望む生活」につながっていることが原則であり、達成するためのセルフマネジメントが行えるようなサービスを提供していく。

※トレーニングマシン使用型：運動機能改善のための介入として、トレーニングマシンの使用を可とする。

※リエイブルメント型：主の従事者が個別面談（動機づけ面談）を毎回実施。

※共通：運動機能向上プログラム。（集団で毎回実施）

口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラム。

（個別若しくは集団で適宜実施。調整可。）

初回と11回目に運動評価に必要な体力測定を実施する。12回目（最終回）に本人へフィードバックを行い卒業後も長期目標の達成のため、セルフケアマネジメントが行えるよう助言等を行う。また、サービス終了から3ヶ月後にフォローアップとして、体力測定を実施、12回目同様に本人へフィードバック等を行う。

プログラムの詳細は実施計画書（任意様式）を以て市と協議する。

(7) 事後アセスメント

サービス終了時に、参加状況、生活改善状況、効果測定等のアセスメントを実施し報告書を作成する。サービス終了後は、余暇やボランティア活動、地域の通いの場等の社会参加、一般介護予防事業等の社会参加に資する取組を継続できるよう配慮すること。

(8) プログラム実施上の注意

従事者は、サービスを提供するにあたり、体調不良等の自覚症状を訴える場合や別記2に示す項目に当てはまる場合には、サービス提供を中止する。

(9) 中断者（欠席者）への対応

利用者が、教室の欠席が2回以上連続した場合は状況の確認を行う。但し、欠席する旨の連絡があった場合はその限りではない。中断者がいた場合、もしくは利用者の参加状況において市と協議が必要と思われる場合は市担当者及び担当ケアマネジャーへ報告する。

(10) 送迎

利用者の状態及び必要に応じて受託者で送迎を実施する。また、送迎に要する車両については受託者で準備する。送迎は、自宅から実施場所の間とし、目的地外で下車させてはならない。ただし、家族等の送迎若しくは本人の意思により送迎を必要としない場合は、送迎を行わなくてもよいが、都度、来館及び帰宅の方法等を利用者へ確認し記録をとること。

9 事業計画書及び実績報告

市が指定する期日までに、次の報告書等を市へ提出するものとする。

1) 契約締結後速やかに提出するもの。

- ・実施計画書（任意様式）
- ・職員実施体制表（任意様式）
- ・賠償責任保険に加入していることを示す書類の写し

2) 実績のある翌月の10日までに提出すること。

- ・月次実績報告書（利用者確認票・委託料請求明細書。個別計画書兼実施報告書等）
- ・その他関係資料（使用した資料等）

3) 事業実施期間終了後に提出すること。（クール毎）

- ・事業報告書（出席名簿・個別事後評価報告書等）
- ・その他関係資料

10 委託料及び請求

通所支援及び個別支援の委託料について、豊見城市短期集中予防サービス事業要領第9条（委託料）のとおりとし、実績のある翌月の10日までに、委託請求書及び前項2)の報告書等を合わせて市へ委託料の請求を行うものとする。

11 安全管理

受託者は、安全管理体制及び事故防止等に関し、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 送迎を含めた事故発生を未然に防止するための安全管理マニュアルの整備。
- ② 事業従事者全員が、利用者個人のリスクを事前に把握し、事業実施中に利用者に緊急を要する事態及び事故が発生した場合は、受託者の責任において適正に対処し、速やかに利用者の家族及び担当課、担当のケアマネジャー等へ報告する。
- ③ 事業実施中に利用者に緊急を要する事態及び事故が発生した場合は、受託者の責任において適正に対処し、速やかに利用者の家族及び市に報告すること。また、事故発生時の状況や対応及び改善策等を記載した報告書（様式は任意）を市へ提出すること。
- ④ 事業実施中に利用者に緊急を要する事態が発生した場合に備え、賠償責任保険等への加入等を含めた必要な体制を整備する。また保険金・補償内容等は受託者の判断とする。

12 災害や感染症発生時の対応

台風等の災害や感染症の発生により事業提供日当日に90分以上事業を実施できない場合は、振替日を設け事業を実施することとし、当日中にその旨を利用者に周知しなければならない。

なお、事業提供中に同理由によりやむを得ず事業を中断する可能性がある場合は、事業者の判断にて事業の延期等を早期に決定し、利用者の安全を第一とした運営に努めなければならない。気象警報における事業判断については、別記3を参照とする。

13 留意事項

- ① 本事業に必要な用具等に関しては、受託者で準備すること。
- ② 受託者は、第三者に対し、委託事業の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせてはならない。
- ③ 受託者は、利用者の個人情報について、別記4で定める「個人情報取扱特記仕様書」

に基づき適正に取り扱い、本事業により知り得た情報等は本業務においてのみ使用しなければならない。又、これらを他の目的に使用する他、他の者に漏えいしてはならず、本業務の契約が終了した後においても同様とする。

- ④ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託者とが協議して定めるものとする。
- ⑤ 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、これを含む全ての書類は、本事業を完了し、又は中止した日の属する年度の終了後5年間これを適切に保存しなければならない。

別表 1 (サービス提供の基本方針)

サービス提供の原則	方法
計画的なサービス	サービスは、利用者の介護予防に資するよう個別の目標を設定し、計画的に行わなければならない。
利用者視点	利用者の生活歴や習慣、趣味や性格などの背景に着目し、利用者が日常生活を送るうえで、何を必要としているか、何を求めているかなどを一緒に考え利用者の立場に立って、それを理解しながらサービスを提供しなければならない。
ストレングスの活用	利用者の問題点ばかりに目を向けず、何ができるのか、どんな才能があるのか等、利用者の強みに目を向け、十分な対話を行わなければならない。
アセットの有効利用	利用者が有する能力、知識、技術等や利用者を取り巻く人、地域資源等、利用者の周囲に存在するあらゆるものが利用者を活性化させる資源（アセット）と考え、それらを活用することを意識し支援を行わなければならない。
コミュニティの活用	利用者の普通の暮らしがコミュニティの中にあるものと考え、利用者のニーズや信念、価値観を大切にし、コミュニティへのつながりや役割を担うことを通じて、普通の暮らしが継続できるよう心がけなければならない。
多職種協働	利用者の目的を達成するために、多職種の協働によりサービスを提供しなければならない。

別記 1

8 事業実施方法 (2) 事業実施回数に関連する事項

< 特例措置 >

特例として、利用終了月 (24 回 (1 クール) で終了した場合も含む) の翌月を起点として 6 カ月が経過した者が、何らかの理由により再度 ADL が低下したものの、医師の診断により本事業の再利用により確実な状態改善が見込まれるとの判断があった場合のみ、再利用を認めることとする。(例: 年度を跨いで利用し、令和 7 年 4 月に終了した場合は、同年度令和 7 年 11 月より最長 48 回 (次年度令和 8 年 4 月まで) の再利用が可能) なお、本事業は、あくまで利用者が元の生活を取り戻す為の「短期集中予防サービス」であり、本措置は今後継続する予定にないことを利用者始め各関係機関へ周知すること。

別記2

8 事業実施方法 (8) プログラム実施上の注意

《プログラム実施前チェック》

●運動を行う前に次の項目を確認し、該当する場合は運動を実施しない。

□安静時に収縮期血圧 180mmHg 以上、または拡張期血圧 110mmHg 以上である場合

□安静時脈拍が 110拍/分以上、または 50拍/分以下の場合

□いつもと異なる脈の不整がある場合

□関節痛等慢性的な症状の悪化

□その他、体調不良等の自覚症状を訴える場合

●血圧等を測定できない場合、次の問診チェックを行い、2項目以上該当した場合は運動を実施しない。

□体がだるい □下痢をしている □ふらふらする

□動悸や息切れがする □咳や痰が出る □熱がある

□胸やおなかが痛い □食欲がない □便秘が続いている

□めまいがする □頭痛がする

【引用：介護予防マニュアル改訂版 厚生労働省介護予防マニュアル改訂委員会作成】

また、参加者へ事前に注意する項目として、次の項目を周知する。

○睡眠不足・体調不良の時には無理をして参加しない。

○水分補給を十分に行う。

○膝・腰等の疼痛増強など身体に何らかの変調がある場合には、実施担当者に伝える。

【実施中の留意点】

高齢者は、喉の渇きを感じにくく、頻尿を心配して水分を控えること等の理由から脱水を起こしやすいため、必ず運動中に水分補給の時間をとることが必要です。冷や汗や吐き気、頭痛、嘔吐などの症状に注意しましょう。また、運動中は、正しい運動姿勢を保つよう配慮が必要です。疲労の蓄積等により一時的に運動機能が低下する場合は、負荷量を大きく減少させ、疲労回復を図りましょう。

《プログラム実施中チェック》

●実施中に、本人の自覚症状のほか、参加者同士で次の項目を確認し、該当する場合は無理せず休憩を取り、場合によっては運動を中止する。

□顔面蒼白 □冷や汗 □吐き気 □嘔吐 □脈拍・血圧

●運動中の主観的な運動強度を確認し、本人が無理のない範囲での運動を実施する。

【プログラム終了後の留意点】

プログラム終了後は、しばらくの間対象者の状態を観察することが必要です。プログラム提供の後に対象者が次の状態である場合は、医療機関の受診を勧めるなど必要な対応をとりましょう。

《プログラム実施後チェック》

●運動した後、しばらく対象者の状態を確認し、次の項目に該当する場合は医療機関の受診を勧める等の必要な対応をとりましょう。

安静時に収縮期血圧 180mmHg 以上，または拡張期血圧 110mmHg 以上である場合

安静時脈拍が 110 拍／分以上，または 50 拍／分以下の場合

いつもと異なる脈の不整がある場合

別記3

12 災害や感染症発生時の対応 気象警報における事業判断について

次の①～⑤の気象警報が発令又は発令予想された場合、参加者の安全面を考慮して、教室を中止とし、中止とした分は振替で対応する。

①特別警報 ②暴風警報 ③大雨警報 ④土砂災害警報 ⑤洪水警報

・教室（事業）開始時間の2時間前に①～⑤の気象警報が発令又は発令予想された場合。

・教室（事業）開始後、①～⑤の気象警報が発令されたとき。

この場合は、送迎時の安全面を考慮し早めの対応を行う。また、利用者宅が避難区域でないか確認し必要に応じて、避難所で待機している旨を緊急連絡先等へ連絡する。（直接引渡しの場合を希望した場合は、家族等の意向に沿うよう対応する。）

別記4

個人情報取扱特記仕様書

(特約及び法令等の遵守)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 受託者は、前項の規定に定めるもののほか、個人情報の取扱い及び管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他個人情報保護に関する法令の規定を遵守し業務を履行しなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報などについて、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用又は第三者提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(業務従事者への周知)

第5 受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(調査)

第6 受託者は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について市の求めがあった場合は、随時調査し、又は報告するものとする。

(事故発生時における報告)

第7 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。